

## 平成 30 年度 東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例 見守り・検証会議の進め方

### 1 見守り・検証会議とは

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議は、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第 22 条\*の規定に基づき、同条例の施行状況について見守り及び検証を行う会議です。

※ 基本条例第 22 条「見守り・検証」の規定は、策定過程で開催した市民ワークショップ「自治基本条例策定市民会議」で出された意見を反映

### 2 平成 30 年度の予定

回	開催時期	主な内容
第 1 回	平成 30 年 7 月 19 日（木）	諮問、会議の進め方、検証の説明
第 2 回	平成 30 年 10 月 25 日（木）	検証
第 3 回	平成 31 年 2 月 4 日（月）	答申（案）の検討

### 3 会議の進め方

#### (1) 検証の進め方

##### ①検証の説明

- 平成 27 年度から 29 年度にかけて、条例の基本原則（情報共有・市民参加・協働）を検証してきた。30 年度においては、第 19 条「市政の評価」に則した取組みを検証する。
- 第 1 回目で「市政の評価」の取組みとして、目標管理制度、東村山市版株主総会、市民意識調査、接遇アンケートについて、概要を説明する。  
その後、第 2 回目で平成 29 年度に実施した「市政の評価」に則した取組みについて検証を行う。

##### ②検証

- 「市政の評価」に則した取組みについて、経過や実績などの基本的な情報を調査する。
- それぞれの取組みについて、チェックポイントを設定し、検証を行う。

#### (2) 答申

- 会議で出された意見をもとに、答申として集約する。